

北海道労働局発表  
平成30年10月30日

【担当】

北海道労働局総務部労働保険徴収課

労働保険徴収課長 小西 智久

労働保険徴収課長補佐 蒔田 眞也

労働保険適用指導官 原口 直幸

T E L 011-709-2311 (内線 3635)

F A X 011-709-3530

# 労働保険の成立手続はお済みですか？

## — 11月は労働保険適用促進強化期間です —

労働保険（労災保険と雇用保険の両方を指す総称）は、昭和50年から農林水産業の一部の事業を除き、労働者を一人でも雇っていれば、加入が義務づけられています。

しかしながら、依然として小規模零細事業を中心に、なお相当数の未手続事業が残されています。

厚生労働省では、労働者の福祉の向上、費用の公平な負担の観点から、「未手続事業の一掃」を年間を通じた主要課題と位置付けた上で、11月を「労働保険適用促進強化期間」とし、全国的に広く事業主の皆様へ労働保険制度の趣旨をお知らせするとともに、集中的に加入促進に関する活動を行うこととしています。

北海道労働局においても、道内すべての市町村等に広報誌への掲載やパンフレットの配付を依頼するなどの広報活動及び未手続事業の適用促進活動を行います。

### 『社長！労働保険があればこそ、みんな安心して働けるんじゃ。』

誰もが避けたい「仕事でのケガ」や「失業」ですが、起きないという保証はどこにもありません。

加入の必要があるにもかかわらず加入手続をしていない期間中に、労働災害が生じ、労災給付を行った場合、事業主は、遡って労働保険料を納付するほかに労災給付に要した費用についても負担しなければなりません。

労働者が安心して働ける職場となるよう、まだ労働保険に加入していない事業主の方は、速やかに最寄りの労働基準監督署及び公共職業安定所で加入手続をお願いいたします。

(参考資料)

- ・平成30年度労働保険適用促進強化期間の取組について(別紙)
- ・「労働保険の成立手続はお済みですか」(パンフレット)

## 別紙

### 平成30年度労働保険適用促進強化期間の取組について

厚生労働省北海道労働局

#### 1 趣旨

労働保険は、昭和50年に全面適用となり、農林水産業の一部を除き、労働者を1人でも雇用している事業主は、法人・個人を問わず、すべて加入しなければならないことになっていますが、現在も小規模零細事業を中心になお相当数の未手続事業が残されています。

これまでもこれら未手続事業の解消は、労働保険制度の健全な運営、費用の公平な負担、労働者の福祉の向上などの観点から極めて重要であるため、重点施策の一つとして取り組んできたところですが、より一層の適用促進が必要とされている状況です。

厚生労働省では「未手続事業の一扫」を年間を通じた主要課題と位置付けた上で、11月を「労働保険適用促進強化期間」とし、全面適用である労働保険制度を十分に理解し、加入していただくために、全国的に集中して広報活動を展開することとしております。

これを受けて北海道労働局においては、下記により広報活動及び未手続事業の適用促進活動を実施いたします。

#### 2 強化期間

平成30年11月1日から平成30年11月30日までの1か月間

#### 3 実施事項

##### (1) 広報活動

ア 労働保険制度及び適用促進強化期間の趣旨について、北海道(各振興局)、各市町村、各労働保険事務組合等における広報誌への掲載、パンフレットの配付等による広報を依頼する。

イ 北海道労働局が開設するインターネットのホームページによる広報をする。

(<http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>)

ウ テレビ・ラジオ放映(放送)を活用した広報を依頼する。

##### (2) 関係団体等への協力依頼

各事業主団体に対し広報誌への掲載、パンフレットの配付等による傘下会員への周知を依頼する。

##### (3) 会議等の活用

各種会議、研修会などを活用して、制度の周知を図る。

##### (4) 未手続事業に対する加入勧奨

未手続事業に対し、労働基準監督署及び公共職業安定所が連携して加入勧奨に当たり、未手続事業の解消を図るとともに、加入勧奨活動を繰り返して行ってもなお自主的に保険関係の成立手続を行わない事業主等については、職権による成立手続を行う。